

蕨市生涯学習推進計画 概要版

2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)

計画の基本理念

教育基本法第3条の生涯学習の理念では、誰もが自由に学習の機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けた考え方を示しています。

蕨市では、これまでも生涯学習社会の構築を目指して、生涯学習推進計画による各施策を展開してきました。そこで本計画においてもこれまでの計画と同様に、豊かで活力ある社会や人間関係を築いていくためのモデルとなる社会像、生涯学習社会の構築を目指して、基本理念を次のとおり定めます。



計画の基本方針

一人ひとりの自発的な学習を通して、新たなつながりや交流の輪が広がり、地域社会の中でその学習した成果を生かし、活躍していくことによって、生涯学習社会は構築されと考えられています。蕨市では、生涯学習社会の構築を目指した基本理念の実現に向けて、市民の主体的かつ自主的な学習・スポーツ活動の充実と誰もが生涯を通じて自由に学び、その成果を地域活動等に生かす体制を構築するため、基本方針を次のとおり定めます。

交流の輪を広げる 生涯を通じた学びの支援

基本方針にある学びの支援という視点から、学びへの導入・学びの実践・学びの成果の社会還元といった循環と、それらを支える整備体制が必要となります。

そこで、学びの支援を行うために、具体的な取り組みを基本目標として定め、その達成に向けた基本施策並びに基本施策に基づく個別の施策を展開します。

また、この計画を着実に推進するため、少子高齢化やデジタル技術の進展、SDGsの推進などの社会的課題への対応も視点として各施策に反映するとともに、第3期蕨市教育振興基本計画との整合性を図りながら、重点的に取り組む項目（重点施策関連事業）を定め、蕨市における生涯学習社会の実現を目指します。

計画の施策体系

基本理念 自分らしく いきいきと学び みんなでつくるまち蕨

基本方針 交流の輪を広げる 生涯を通じた学びの支援

この計画を着実に推進するため、第3期蕨市教育振興基本計画との整合性を図りながら、以下の項目を重点的に取り組むものとし、この重点施策に紐づく個別の事業を本計画の重点施策関連事業と位置付けます。

▼ 重点的 に取り組む項目

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 地域に根ざした教育の展開 | 4 学習環境と学習機会の充実 |
| 2 青少年の活動機会などの充実 | 5 芸術・文化活動の振興 |
| 3 人権・平和意識の高揚 | 6 スポーツ・レクリエーション活動の推進 |

基本目標1 学びへの参加やきっかけづくり

計画書
P14

基本施策1 学習情報の発信

- | | |
|--------------|------------------|
| ①分かりやすい情報の提供 | ②生涯学習・スポーツの普及・啓発 |
|--------------|------------------|

基本施策2 さまざまな学習ニーズへの対応

- | | |
|---------------|----------|
| ①学習相談・支援体制の整備 | ②学習機能の充実 |
|---------------|----------|

基本施策3 学習活動をサポート

- | | |
|--------------|---------------|
| ①社会教育関係団体の育成 | ②団体・サークル等への支援 |
|--------------|---------------|

基本目標2 学び合い交流する場づくり

計画書
P25

基本施策1 みんなで広げる子育て支援

- | | |
|----------|---------------|
| ①子育て支援 | ②地域に根ざした教育の展開 |
| ③家庭教育の支援 | ④青少年の健全育成の推進 |

基本施策2 豊かで魅力ある学習の充実

- | | |
|----------|-------------------|
| ①学習機会の充実 | ②安心な生活を送るための学習の推進 |
| ③環境学習の推進 | ④生きがいづくり・社会参加の推進 |

基本施策3 まちを彩る文化の創造

- | | |
|--------------|-----------|
| ①歴史・文化の保存と活用 | ②芸術・文化の振興 |
|--------------|-----------|

基本施策4 互いを認め合う心の育成

- | | |
|-------------|----------------|
| ①人権・平和意識の醸成 | ②国際交流・多文化共生の推進 |
| ③男女共同参画の推進 | |

基本目標3 スポーツ・レクリエーションで まち・人・健康づくり

計画書
P47

基本施策1 スポーツ・レクリエーション機会の創出

- ①スポーツ施設の整備・有効活用
- ②イベント・教室等の開催

基本施策2 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

- ①スポーツ推進体制の構築
- ②団体の育成・支援

基本施策3 元気な人づくり支援

- ①食生活・食育の推進
- ②ライフステージに合わせた健康づくりの推進
- ③休養・こころの健康への支援

基本目標4 学びを発信し、生かす地域づくり

計画書
P56

基本施策1 学びを生かし広げる環境の創造

- ①学習成果を発表する機会と場の充実
- ②学習成果の評価・活用の取り組み

基本施策2 学びを通じた地域活動の促進

- ①学びを支える人材の活用
- ②人と地域をつなぐ（コーディネート機能）学びの充実

基本施策3 とともに学んでまちの活性化

- ①地域福祉学習の推進
- ②市民活動の活性化
- ③地域コミュニティ活動への支援

基本目標5 学びを支える体制づくり

計画書
P64

基本施策1 生涯学習関連施設の充実

- ①施設・設備の整備
- ②施設の有効活用と利用促進

基本施策2 市民参画・協働の更なる推進

- ①市民との協働機会の充実
- ②各審議会等の充実

基本施策3 学校・NPO・企業等との連携

- ①関係機関との連携・ネットワーク化の推進
- ②学校教育と社会教育・スポーツの連携・融合

基本施策4 庁内の取り組みの強化

- ①庁内推進体制の充実
- ②職員の人材育成・資質向上

計画の本編はこちらから ➡



蕨市が目指す生涯学習社会

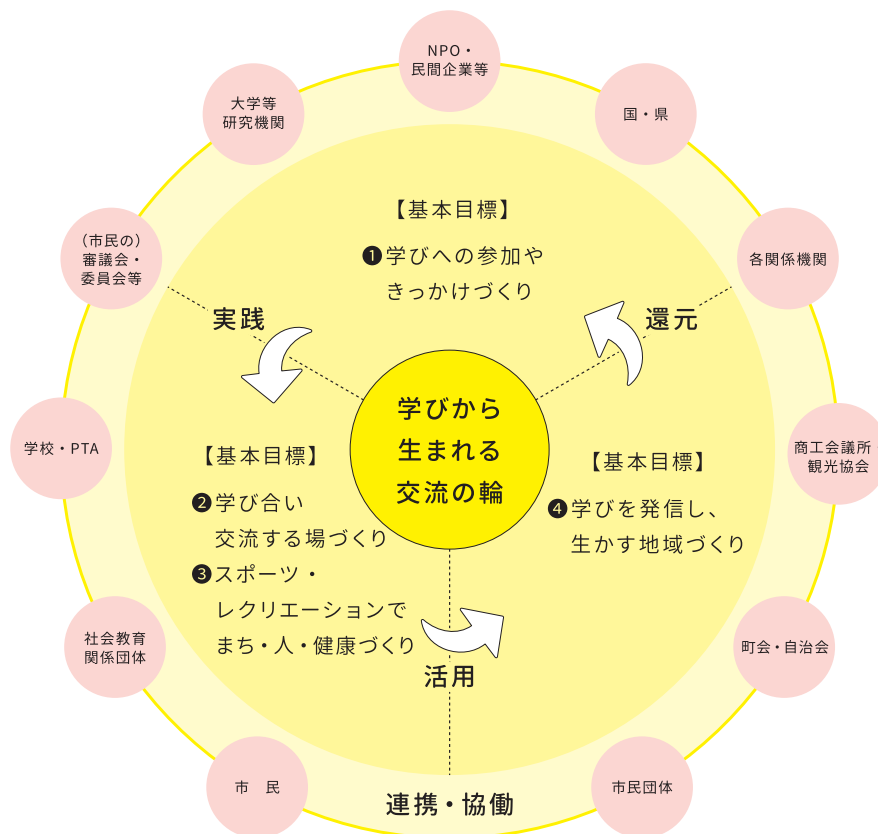
学びへの導入から実践、活用を経て、その学習の成果が市民や地域に還元されることは、新たな学習意欲を得るきっかけになります。この学びによる循環は、人とのふれあいや、つながりという「交流の輪」が生まれます。本計画の基本理念の実現のため、行政だけでなく、市民や関係機関との連携・協働により、生涯学習・スポーツを推進する体制の整備に取り組みます。

蕨市が目指す生涯学習社会

【基本理念】

自分らしく いきいきと学び
みんなでつくるまち蕨

【基本方針】 交流の輪を広げる生涯を通じた学びの支援



第4次
蕨市生涯学習推進計画
令和7年3月

【基本目標】 ⑤ 学びを支える体制づくり

発行 | 埼玉県蕨市教育委員会
編集 | 教育委員会教育部生涯学習スポーツ課

〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号
電話 | (048) 433-7729
メール | sgaku@city.warabi.saitama.jp



WARABI CITY